

小金井市
地域循環型社会形成推進地域計画

小金井市

平成 30 年 11 月 22 日

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3 施策の内容 -----	5
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	13
様式 1～3 -----	14
参考資料様式 1、6 -----	17
添付資料 1～4 -----	19

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

一般廃棄物等の処理に関わる対象地域を以下とします。

構成市町村名：小金井市

面 積：11.30km²

人 口：121,167人（平成30年10月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

小金井市（以下「本市」という。）のごみ排出量は、人口が微増傾向であるにもかかわらず、概ね横這い傾向で推移している。平成19年3月に二枚橋衛生組合の焼却炉が全炉停止をして以降、可燃ごみの減量は本市にとって非常に重大な課題となっている。市民及び行政が一体となり、生ごみ処理機購入費補助制度の活用や雑紙リサイクル袋等による古紙類の資源化率の向上、枝木・落ち葉の堆肥化などに代表される減量施策を推進してきた結果、各年度とも前年度対比での概ね減少傾向にあり、多摩地域の中でも市民1人当たりの排出量はトップクラスの少なさとなっている。

このような中で本市では、平成26年度に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行い、平成27年度から平成36年度までを期間とする「小金井市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。この中で今後も継続してごみ減量の徹底を図るため、子ども向けキャラクターを使用した減量啓発活動を行い、将来を担う子どもたちはもちろん、子育て世代まで循環型社会の構築に向けた意識の浸透を目指しながら、ごみ減量及び資源化に向けた施策を効果的に展開し、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

また、現在の中間処理場の老朽化や暫定稼働している空缶・古紙等処理場についても対応が必要であり、容器包装リサイクル法等に対応した適正処理を確保するための、十分な機能を有するリサイクル推進施設を整備するため、平成29年度に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、さらなる資源循環型社会の構築を目指すものである。

(4) 広域化の検討状況

本市の将来的なごみ処理の施設状況としては、新可燃ごみ処理施設の設置および運営等を共同して行うことを目的に設立した浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分

寺市、本市)では、平成32年度の新施設本格稼働をめざして事業を進めている。

また現在、日野市・国分寺市・本市は東京たま広域資源循環組合(25市1町で構成する組合)に加入し、焼却灰等の広域処分を実施している。同組合では、処分場の延命化や資源循環型社会に向けて、搬入される焼却灰を主原料とするエコセメントの製造を平成18年度から実施している。日野市・国分寺市・本市では、引き続き焼却灰のセメント原料化を実施していくとともに、公共事業などに利用するなどの製品利用の面で協力していく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、28,839 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 16,135 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量） / （ごみの総処理量+集団回収量））は 55.9%である。

中間処理による減量化量は 12,704 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 5 割が減量化されている。また、最終処分量は 0 トンとなっている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 13,937 トンである。

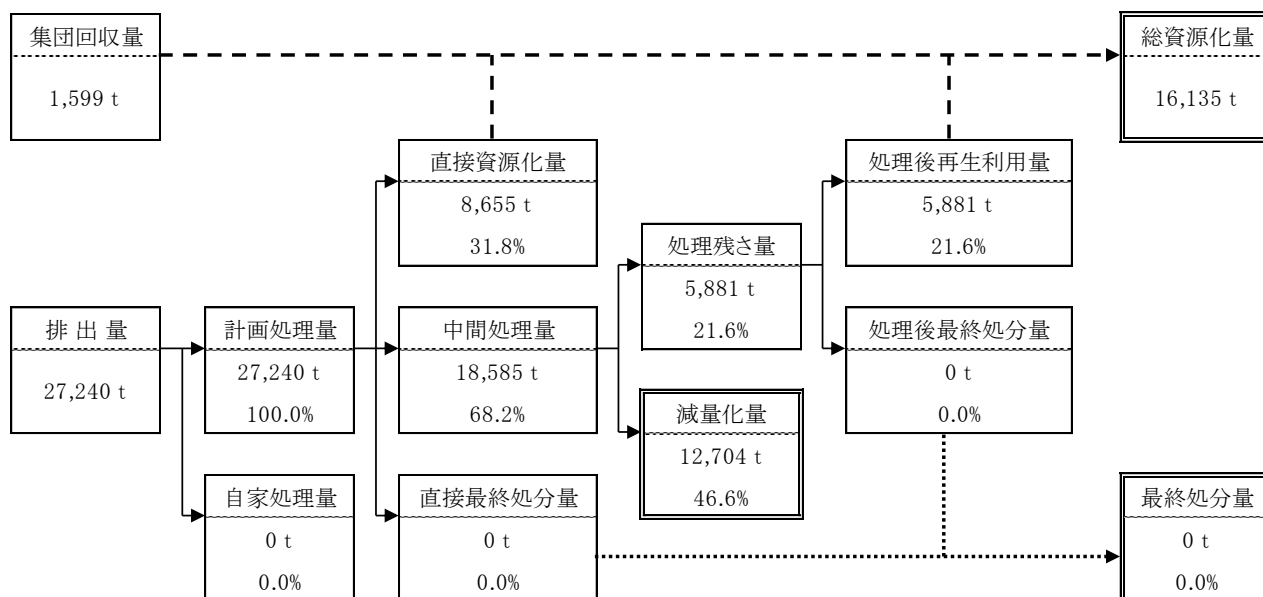


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※1) (平成29年度)	目標(割合※1) (平成36年度)
排出量	事業系 総排出量	2,341 トン	2,331 トン (-0.4%)
	1事業所当たりの排出量※2	0.77 トン/事業所	0.77 トン/事業所 (0.0%)
	生活系 総排出量	24,899 トン	24,881 トン (-0.1%)
	1人当たりの排出量※3	135.4 kg/人	130.3 kg/人 (-3.8%)
合 計 事業系生活系排出量合計		27,240 トン	27,212 トン (-0.1%)
再生利用量	直接資源化量	8,655 トン (31.8%)	8,781 トン (32.3%)
	総資源化量	16,135 (55.9%)	16,275 (56.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	-	
減量化量	中間処理による減量化量	12,704 トン (46.6%)	12,537 トン (46.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]

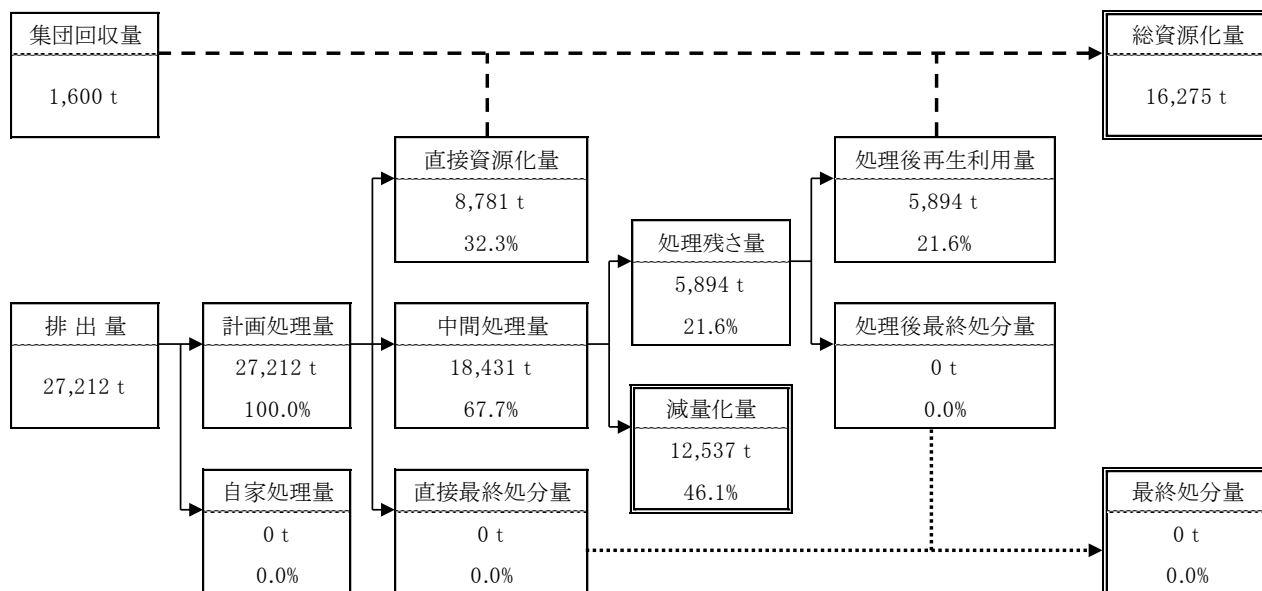


図2-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成36年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア ごみ有料化

現在、生活系ごみ、事業系可燃ごみ及び事業系不燃ごみ他については指定袋により有料とし、指定袋購入時に料金を徴収している。徴収している費用は下表のとおりである。

小金井市指定袋

	指 定 袋		料金※
生活系ごみ	特小袋	5リットル相当	100円
	小袋	10リットル相当	200円
	中袋	20リットル相当	400円
	大袋	40リットル相当	800円
事業系ごみ (可燃ごみ)	小袋	12.5リットル相当	880円
	中袋	25リットル相当	1,760円
	大袋	50リットル相当	1,760円
事業系ごみ (不燃ごみ他)	小袋	12.5リットル相当	860円
	中袋	25リットル相当	1,720円
	大袋	50リットル相当	1,720円

※事業系ごみ大袋は5枚、その他は10枚の金額

イ ごみの発生・排出抑制

(a) 生活系ごみの発生・排出抑制

ごみの発生抑制への気づきやきっかけを作る機会を提供することによって動機づけを図り、市民一人ひとりのごみを出さないライフスタイル変革への支援を推進する。以下に具体的な啓発活動を記す。

- a 地域における市民主催の学習会、キャンペーン及びイベントなど市民が集う場に市の職員を派遣し、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組むことの意義及び効果を伝えていく。また、ごみを出さないライフスタイルが生活習慣の一部として定着するように、発生抑制を最優先とした3R行動チェックシートを作成し、家庭や職場における自発的な取組を支援していく。
- b 生ごみには大量の水分が含まれていることから、家庭で誰もが手軽に実践できる生ごみの水切りを推進していく。
- c ごみになるものはもらわない・買わない取組、食品ロスの削減など、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図っていく。

(b) 事業系ごみの発生・排出抑制

市内事業者の規範となるべく、市は市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎及び公共施設のごみの排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。

事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、個別指導を実施する。レジ袋の混入が多い事業者に対してはレジ袋の削減、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するとともに、簡易包装やばら売り・量り売りの取組を働きかけるなど事業者の状況に応じた発生抑制の推進及び従業員の意識向上に向けた取組を支援する。

分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけている延べ床面積 1,500 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、適宜、立入指導を実施する。生ごみを多く排出する事業者への立入指導の際は、食品リサイクル法等の関係法令に基づく資源化について他社事例等の情報提供を行い、再生利用等の取組を促進していく。

広報媒体を活用したリサイクル推進協力店の募集やごみゼロ化推進員との協働による事業所への働きかけにより、リサイクル推進協力店認定事業所の拡大に取り組んでいく。また、リサイクル推進協力店として認定された事業所について市報やホームページ等の広報媒体で紹介するなど、リサイクル推進協力店へのインセンティブの在り方について引き続き検討していく。更に、食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収を推進するとともに、自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業所への働きかけを行っていく。

(c) 拡大生産者責任の追及

拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムの構築、並びに、容器包装リサイクル法の改正を含め事業者と行政の役割分担の見直しについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていく。

また、食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収を推進するとともに、自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業所への働きかけも行っていく。

ウ 生ごみ等の減量施策の展開

a 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して広く周知し、制度の推進を図る。また、使用状況の把握に努め、制度の改善に活かしていくなど、今後の取組状況を踏まえた施策を展開していく。

b 【家庭及び市立小・中学校や集合住宅などで使用している生ごみ減量化処理機器（乾燥型）にて生成された生ごみ乾燥物の回収 → 食品リサイクル堆肥の製造 → 市内農家及び家庭菜園での野菜・果実の栽培 → 市場への流通・消費】という

資源循環システムの構築を図る。併せて、夏休みや土曜日生ごみ投入リサイクル事業を支援し、事業の取組内容及び成果について広報媒体を活用して周知していく。更に、生ごみ乾燥物の増加に対応した堆肥について農業協同組合との地域協働により活用方法の検証を行うとともに、生ごみ堆肥化容器及び発酵堆肥化促進資材の活用による生ごみの自家処理の推進を図る。

エ マイバッグ運動・レジ袋対策

マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図る。また、市民ボランティアとの協働により、大規模事業所店頭におけるマイバッグ利用のキャンペーンを継続して実施していくとともに、レジ袋削減への取組を認定基準に含みリサイクル推進協力店認定事業所の拡大に向けて、事業所に対し働きかけていく。

オ 資源回収の推進

(a) 集団回収事業の支援

集団回収事業実施団体（町会・自治会・子供会など）への奨励金の交付など集団回収事業を支援する。更に、広報媒体及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、集団回収を利用していない市民や団体に対する情報提供に努め、より多くの参加を働きかけていく。

(b) 店頭回収の推進

食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収を推進するとともに、自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて、事業所への働きかけを行う。また、広報媒体を活用して店頭回収を実施している事業所の情報提供に努め、市民の利用を促進していく。

カ 環境教育、普及啓発の推進

(a) 環境教育・環境学習の推進

a 一人でも多くの子どもがごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取れるようにするため、ごみ減量キャラクターを使用したアニメーションDVD及び冊子などを効果的に活用して市の職員を講師として派遣する出張講座及び今後整備を進める清掃関連施設に啓発スペースを整備するなど、小・中学校への環境教育を推進していく。子どもへの教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の場の提供に努めていく。

b 町会・自治会・子供会・その他団体などが主催する学習会に市の職員を講師として派遣する出張講座を実施するとともに、今後整備を進める清掃関連施設に啓発スペースを整備する。一人でも多くの市民がごみや環境に関心を持ち具体的な

行動を取ってもらうため、参加者の声を取り入れながら、質の高い学習機会の場の提供に努めていく。

(b) リユースの推進

a くつ・かばん類の有効活用

リユースできるくつ・かばん類は、分別区分、回収方法の見直し及び情報発信手段を検討し、更なる有効活用を推進していく。

b リユース食器の有効活用

リユース食器の活用は、祭りやイベントなどで市民が身近に取り組むことができるリユース活動であるため、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、リユース食器の意義及び効果を広く周知していく。

c リユース活動の取組と周知

粗大ごみのリユースを推進するために、今後整備を進める清掃関連施設にリユース品関連施設として、再生品展示コーナー等を設置する。また、民間団体が行うフリーマーケットなどのリユース活動について、広報媒体を活用して広く周知し、一人でも多くの市民の利用を促進していく。

(2) 処理体制

ア 生活系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分については、表 3-1 のとおりである。

本市では一般家庭から排出されるごみについては、燃やすごみ・プラスチックごみ・燃やさないごみ・有害ごみ・資源物・粗大ごみの分別を基本として収集・処理している。

発生抑制の観点から、燃やすごみは週 2 回、燃やさないごみは 2 週に 1 回の収集とする一方、プラスチックごみ及び古紙・布の収集は週 1 回収集とすることにより資源回収を手厚くし、循環型社会形成の推進を図っている。なお、燃やすごみ、プラスチックごみ及び燃やさないごみについては家庭用指定収集袋による有料回収とし、その他（粗大ごみを除く）については、無料回収としている。

その他として、食品トレイ、ペットボトルキャップ、生ごみ乾燥物等の拠点回収を行っている。今後は、さらに分別を徹底することで資源化の促進を図る。

現在の中間処理は、燃やすごみは多摩地域の複数の施設及び民間施設にて焼却処理し、焼却灰は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化している。今後は、浅川清流環境組合が整備する高効率ごみ発電施設において燃やすごみを処理し、中間処理後に発生する焼却灰は、これまで同様にエコセメント化する。

また、中間処理場及び空缶・古紙等処理場で行っている、燃やさないごみ、粗大ごみ、プラスチックごみ及び資源物等の処理を行う清掃関連施設を整備し、さらなるリサイクルの推進を図る。

表 3-1 分別区分及び収集回数

分別区分		収集回数	
生活系ごみ	燃やすごみ	週2回	
	プラスチックごみ	週1回	
	燃やさないごみ	2週に1回	
	有害ごみ	2週に1回	
	資源物	古紙(ざつがみ、新聞、雑誌・本、段ボール、紙パック、シュレッダー紙)、布	週1回
		ペットボトル、空き缶、金属、ビン、スプレー缶	2週に1回
		枝木・雑草・落ち葉類	2週に1回
粗大ごみ	申込制		
事業系ごみ	生活系ごみと同じ		

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみの処理については、原則事業者の自己責任処理としているが、ごみ・資源物の排出量が1日平均10kg未満の事業所については、事業用指定収集袋による排出を認めている。また、その他の事業所では、市が契約している施設において有料で処理を行っている。

今後も、事業者による更なる自己処理を促進するとともに、排出抑制のための立入調査等を実施していくこととする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では現在、産業廃棄物を一般廃棄物の処理施設で受入っていない。今後も、産業廃棄物は事業者責任において処理するものとし、一般廃棄物の処理施設で受入れる予定は無い。

エ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◇浅川清流環境組合が新たに高効率ごみ発電施設を整備し、高効率な熱回収(発電)等を行うと同時に、最終処分量の抑制を図る。
- ◇焼却残さについては、今後もエコセメント化による資源化を図る。
- ◇新たにリサイクル推進施設を整備し、地域のリサイクルを推進する。
- ◇事業系一般廃棄物は、今後も引き続き、有料にて自己搬入または収集運搬許可業者による搬入を許可し、適正に対応する。
- ◇併せて処理する産業廃棄物は、今後も引き続き受入を行わない。

表 3-2 小金井市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成29年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	
		一次処理	二次処理		
燃やすごみ	焼却	委託	東京たま広域資源循環組合 残灰:セメント原料化	13,937	
粗大ごみ	破碎・選別	委託	-	900	
		小金井市中間処理場	不燃残渣:委託 資源物等:委託		
燃やさないごみ	破碎・選別	小金井市中間処理場		1,446	
プラスチックごみ	リサイクル	小金井市中間処理場	委託	2,263	
有害ごみ	保管			39	
資源物	古紙	(売却)	-	4,723	
	布	空缶・古紙等処理場	(売却)	535	
	ビン	委託	-	1,032	
	空き缶・金属	空缶・古紙等処理場	(売却)	361	
	スプレー缶等	リサイクル(選別・圧縮・保管)	小金井市中間処理場	委託	141
	ペットボトル	空缶・古紙等処理場	委託	326	
	ペットボトルキャップ			2	
	トレイ			4	
	枝木・雑草・落ち葉類等	委託	-	1,480	
	くつ・かばん類			3	
	生ごみ乾燥物			48	



今後(平成36年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込(トン)	分別区分
		一次処理	二次処理		
燃やすごみ	焼却	浅川清流環境組合	東京たま広域資源循環組合 残灰:セメント原料化	13,773	可燃ごみ
粗大ごみ	手解体・保管	委託	-	905	可燃性粗大ごみ
		清掃関連施設(二枚橋焼却場跡地)	委託		不燃性粗大ごみ
燃やさないごみ	積替・保管	清掃関連施設(二枚橋焼却場跡地)		1,357	不燃ごみ
プラスチックごみ	リサイクル	清掃関連施設(中間処理場)	委託	2,352	プラスチックごみ
有害ごみ	保管			45	有害ごみ
資源物	古紙	(売却)	-	4,844	古紙
	布	清掃関連施設(二枚橋焼却場跡地)	(売却)	593	布
	ビン	清掃関連施設(中間処理場)一部委託	(売却)	1,087	ビン
	空き缶・金属	清掃関連施設(中間処理場)	(売却)	383	空き缶・金属
	スプレー缶等	清掃関連施設(中間処理場)	委託	136	スプレー缶
	ペットボトル	清掃関連施設(中間処理場)	委託	334	ペットボトル
	ペットボトルキャップ			2	ペットボトルキャップ
	トレイ			4	トレイ
	枝木・雑草・落ち葉類等	委託	-	1,345	枝木・雑草・落ち葉類等
	くつ・かばん類			3	くつ・かばん類
	生ごみ乾燥物			49	生ごみ乾燥物

(3) 処理施設の整備

上記(2)を踏まえ、分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3-3のとおり必要な施設整備を行う。

表3-3 整備予定の施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアル リサイクル推進 施設	小金井市清掃関連施設整備事業	不燃・粗大系 11t/日 資源物系 19.8t/日	東京都小金井市東町 1-198-3 外 東京都小金井市貫井北町 1-8-25	H31-H35 (次期計画 H36 まで)

(整備理由)

事業番号1	小金井市中間処理場及び空缶・古紙等処理場で行っている、燃やさないごみ、粗大ごみ、プラスチックごみ、資源物等の処理を行うリサイクル施設を整備することにより、市内でのより一層のリサイクル推進を図る。
-------	---

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、平成25年度より表3-4に示す計画支援事業を行う。

表3-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	小金井市清掃関連施設整備事業（事業番号1）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・設計 ・土壌調査 ・発注仕様書作成 ・生活環境影響調査 等 	H31-34

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

エコマーク付き商品及びリサイクル商品の販売を促進するため、市が認定するリサイクル推進協力店の認定事業所数の拡大に努める。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、適切な回収がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

市内の不法投棄パトロールを日常的に行い、不法投棄抑制看板の市民配布、年1回の市内一斉美化清掃の支援や日常生活において目撃した不法投棄の通報に対する市の迅速な対応により、不法投棄の抑制を目指す。

エ 災害時の廃棄物処理体制の整備

「小金井市地域防災計画」で定める災害時の廃棄物処理は、ごみ及びし尿等を迅速に処理し、市民の生活環境の保持を図るとともに、がれきの処理を迅速に行い、被災地の応急対策と復旧・復興の円滑な実施を図ることを目的としている。

平成30年度に「小金井市災害廃棄物処理計画」を策定予定であり、日常の対応では処理ができない場合も想定して、他の公共団体との連携を引き続き検討する。

※ 仮置場・・・清掃関連施設建設予定地（中間処理場及び二枚橋焼却場跡地）等を予定地とする。

オ その他

可燃ごみの共同処理を行う日野市、国分寺市、本市（以下、『3市』と言う）は、平成30年4月20日に3市の市民と協働し市民会議を設置して、更なるごみ減量施策等の検討を進めている。

また、本市では、市民の地域環境保全に対する意識の高揚及び環境教育に貢献するため、市内に所在する国立大学法人東京学芸大学との地域協働によりごみの発生抑制及び地域環境保全に係る教育啓発を推進する。

さらに、高齢の方や障害のある方の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、ふれあい収集事業を実施している。市職員の訪問時、安否確認を行っている他、ケースワーカー又は近隣にお住まいの市民からごみの排出が困難な世帯について情報が寄せられた折には、市の推進する施策の案内を行う等、地域ネットワークに根差した活動を心がけている。

今後も引き続き地域連携を深めて、循環型社会形成の啓発に努める。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて日野市・国分寺市・東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 30 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	小金井市	(2) 地域内人口	121,167 人	(3) 地域面積	11.30 km ²
(4) 構成市町名	小金井市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 日野市、国分寺市、小金井市 浅川清流環境組合 設立年月日: 平成27年7月1日				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成36年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	2,389	2,446	2,577	2,370	2,341	2,331 (-0.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.77	0.81	0.85	0.78	0.77	0.77 (0.0%)
	生活系 総排出量(トン)	25,193	24,918	25,027	25,082	24,899	24,881 (-0.1%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	144.6	144.4	144.6	141.3	135.4	130.3 (-3.8%)
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	27,582	27,364	27,604	27,452	27,240	27,212 (-0.1%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	8,260 (29.9%)	7,981 (29.2%)	7,991 (28.9%)	8,229 (30.0%)	8,655 (31.8%)	8,781 (32.3%)
	総資源化量(トン)	15,198 (52.2%)	15,066 (52.1%)	15,184 (52.0%)	15,668 (53.9%)	16,135 (55.9%)	16,275 (56.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	13,884 (50.3%)	13,862 (50.7%)	14,008 (50.7%)	13,421 (48.9%)	12,704 (46.6%)	12,537 (46.1%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	44 (0.2%)	14 (0.1%)	15 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または埋立容量	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月	処理能力(単位)	
小金井市中間処理場	小金井市	破砕・選別	有	30 t/5h	S61.11	H33.12	施設の老朽化、リサイクルの推進等	選別・積替・保管等	H33.12 H36.12	不燃・粗大系 11 t/日 資源物系 19.8 t/日	

注：計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料 4）

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 30 年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)						備考	
			単位		開始	終了	計画期間計 (総合計)	H31	H32	H33	H34	H35	(H36以降)	計画期間計 (総合計)	H31	H32	H33	H34	H35		(H36以降)
○再生利用に関する事業							2,308,351 (4,200,351)	339,842	24,750	808,500	546,759	588,500		1,463,000 (3,355,000)	8,140	24,750	808,500	33,110	588,500	(1,892,000)	
(仮称)小金井市清掃関連施設整備事業	1	小金井市	32.2	㎡	H31	H35 (H36)	2,308,351 (4,200,351)	339,842	24,750	808,500	546,759	588,500	(1,892,000)	1,463,000 (3,355,000)	8,140	24,750	808,500	33,110	588,500	(1,892,000)	
○施設整備にかかる計画支援事業							330,282 (330,282)	10,512	132,000	16,720	171,050	0	(0)	324,782 (324,782)	10,512	132,000	11,220	171,050	0	(0)	
事業番号1に係る計画支援事業	31	小金井市			H31 (H30)	H34	330,282 (330,282)	10,512	132,000	16,720	171,050	0	(0)	324,782 (324,782)	10,512	132,000	11,220	171,050	0	(0)	
合計							2,638,633	350,354	156,750	825,220	717,809	588,500		1,787,782	18,652	156,750	819,720	204,160	588,500		

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	施策番号	施策の名称	施策の内容	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考		
				開始	終了		H31	H32	H33	H34	H35			
発生抑制、 再使用の推進 に関わるもの	11	ごみ有料化	家庭系ごみ処理手数料の有料化実施	H31	H35		継続実施							
			事業系ごみ処理手数料の有料化実施	H31	H35		継続実施							
	12	ごみの発生・排出抑制	市が有する広報媒体を用いた啓発活動に努める他、事業系ごみの自己処理原則に基づく適正なごみ排出の徹底を図る。	H31	H35		継続実施・強化							
	13	生ごみ等の減量施策の展開	有機性資源の循環システム構築に向けて実施している生ごみ、落ち葉・せん定枝の堆肥化施策について、市の地域特性に応じた検証手法の検討を進める。	H31	H35		継続実施							
	14	マイバグ運動・レジ袋対策	市民ボランティア等と協働したマイバグ運動の促進等を行う。「ごみとなる物をつくらない・売らない・買わない」ための販売事業者と市民との連携、支援に係る検討を進める。	H31	H35		継続実施・強化							
	15	資源回収の推進	集団回収参加団体の拡充及び販売事業者の特定容器等の自主的な回収・処理の推進を図る。	H31	H35		継続実施・強化							
	16	環境教育、普及啓発の推進	オリジナルキャラクターを使用したごみの発生抑制及び地域環境保全に係る教育啓発、使用済みのくつ・かばん類の拠点回収、フリーマーケットの後援・支援等により再使用の普及啓発を行う。	H31	H35		継続実施・強化							
処理体制の 構築、変更に関 するもの	21	家庭系ごみ処理体制	将来も現行のごみ分別区分を基本とするが、関係法令の改正や広域化の推進、市民要望等を踏まえ、各種検討を行う。	H31	H35		現行を基本に各種検討							
	22	事業系ごみ処理体制	将来も現行の受入体制を基本とするが、減量化・資源化の推進、自己処理責任の遵守を求める。	H31	H35		現行を基本に減量等推進							
処理施設の 整備に関するもの	1	リサイクル推進施設整備事業	(仮称)小金井市清掃関連施設整備事業(小金井市中間処理場解体工事)	H31	H35(H36)	○	建設					次期計画 H36まで		
施設整備に 係わる計画 支援に関するもの	31	I)に係る計画支援事業	発注仕様書作成・事業者選定 生活環境影響調査 土壌調査	H31	H34	○	事業者 選定等		生活環境 影響調査					
							土壌 調査		土壌 調査					
								設計		設計				
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	市が認定するリサイクル推進協力店の認定店舗数拡大に努める。	H31	H35		継続実施・強化							
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	ごみ情報誌、ホームページ等を通じて、法に基づく廃家電処理の普及啓発を行う。	H31	H35		継続実施・強化							
	43	不法投棄対策	ごみパトロール及び市内一斉美化清掃等を実施する。	H31	H35		継続実施・強化							
	44	災害時の廃棄物処理体制の整備	地域防災計画に基づき、災害時対応マニュアルの作成や他の公共団体との連携を検討する。	H31	H35		検討・整備							
	45	その他	大学との協働によりごみの発生抑制等の啓発や、ふれあい収集事業を通じて地域連携を深め、循環型社会形成の啓発に努める。	H31	H35		継続実施・強化							

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 東京都

(1)事業主体名	小金井市
(2)施設名称	マテリアルリサイクル推進施設（清掃関連施設）（施設番号1）
(3)工 期	施設1（二枚橋焼却場跡地：積替・保管・ストックヤード） 第1期 平成31年度～平成33年度 施設2（中間処理場：選別・圧縮・梱包・保管） 第1期 平成33年度～平成35年度 第2期 平成36年度
(4)施設規模	不燃・粗大系 処理能力 11t/日 資源物系 処理能力 19.8t/日
(5)処理方式	選別、圧縮、梱包、保管
(6)地域計画内の役割	資源の有効活用の促進を図るためのマテリアルリサイクルの中核施設として位置づけ資源循環型社会形成の推進に寄与する。
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8)ストック対象物	不燃・粗大ごみ系 燃やさないごみ、粗大ごみ、布等（予定） 資源物系 プラスチックごみ、ペットボトル、空き缶、びん、有害ごみ、 スプレー缶、金属（予定）
------------	---

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9)容器包装リサイクル推進施設の内訳	プラスチックごみ（11t/日）、ペットボトル（1.9t/日）、空き缶（1.4t/日）、びん（5.5t/日）の選別・圧縮・梱包・保管を行う。
---------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10)スラグの利用計画	
--------------	--

(12)事業計画額	<table> <tr> <td>・全体</td> <td>4,200,351千円</td> <td>・計画期間内</td> <td>2,308,351千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(施設1 1,173,092千円)</td> <td></td> <td>(施設1 1,173,092千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(施設2 3,027,259千円)</td> <td></td> <td>(施設2 1,135,259千円)</td> </tr> </table>	・全体	4,200,351千円	・計画期間内	2,308,351千円		(施設1 1,173,092千円)		(施設1 1,173,092千円)		(施設2 3,027,259千円)		(施設2 1,135,259千円)
・全体	4,200,351千円	・計画期間内	2,308,351千円										
	(施設1 1,173,092千円)		(施設1 1,173,092千円)										
	(施設2 3,027,259千円)		(施設2 1,135,259千円)										

計画支援概要（４）

都道府県名 東京都

(1)事業主体名	小金井市		
(2)事業目的	マテリアルリサイクル推進施設（施設番号１）整備のため（事業番号 31）		
(3)事業名称	（仮称）小金井市清掃 関連施設（事業番号１） に係る発注仕様書作成	（仮称）小金井市清掃 関連施設（事業番号１） に係る生活環境影響調査	（仮称）小金井市清掃 関連施設（事業番号１）に 係る土壌調査
(4)事業期間	平成 31 年度	平成 32 年度（その 1） 平成 33 年度（その 2）	平成 31 年度（その 1） 平成 33-34 年度（その 2）
(5)事業概要	・発注仕様書作成	・生活環境影響調査	・土壌調査
(6)事業計画額	6,192 千円	22,000 千円（その 1） 11,000 千円（その 2）	4,320 千円（その 1） 6,270 千円（その 2）

(3)事業名称	（仮称）小金井市清掃 関連施設（事業番号１） に係る設計
(4)事業期間	平成 32 年度（その 1） 平成 34 年度（その 2）
(5)事業概要	・設計
(6)事業計画額	110,000 千円（その 1） 165,000 千円（その 2）



図 1 対象地域図

ごみ処理目標の設定に関するグラフ

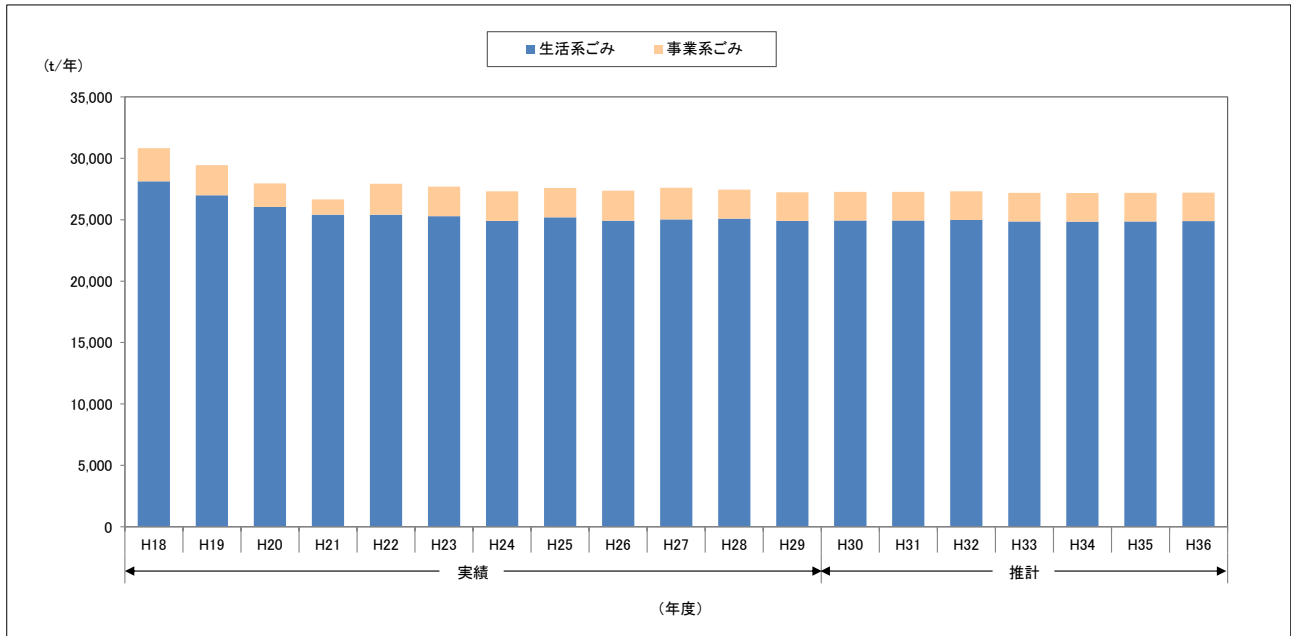


図 2 生活系ごみ及び事業系ごみの推移

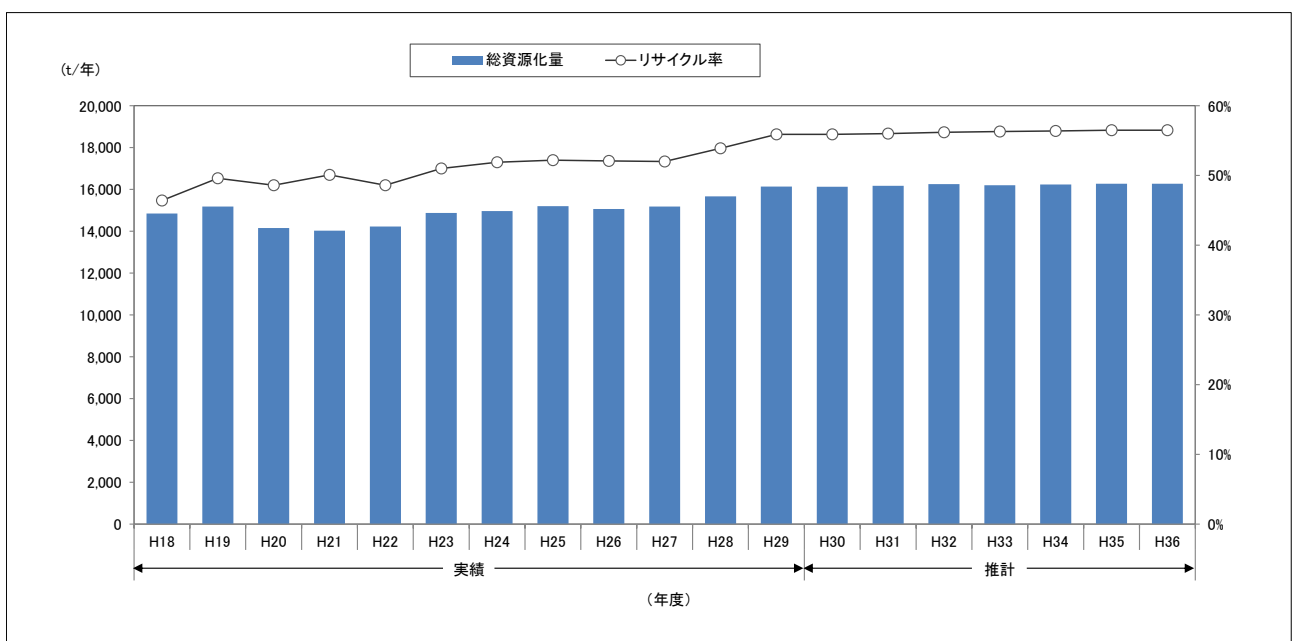


図 3 総資源化量及びリサイクル率の推移

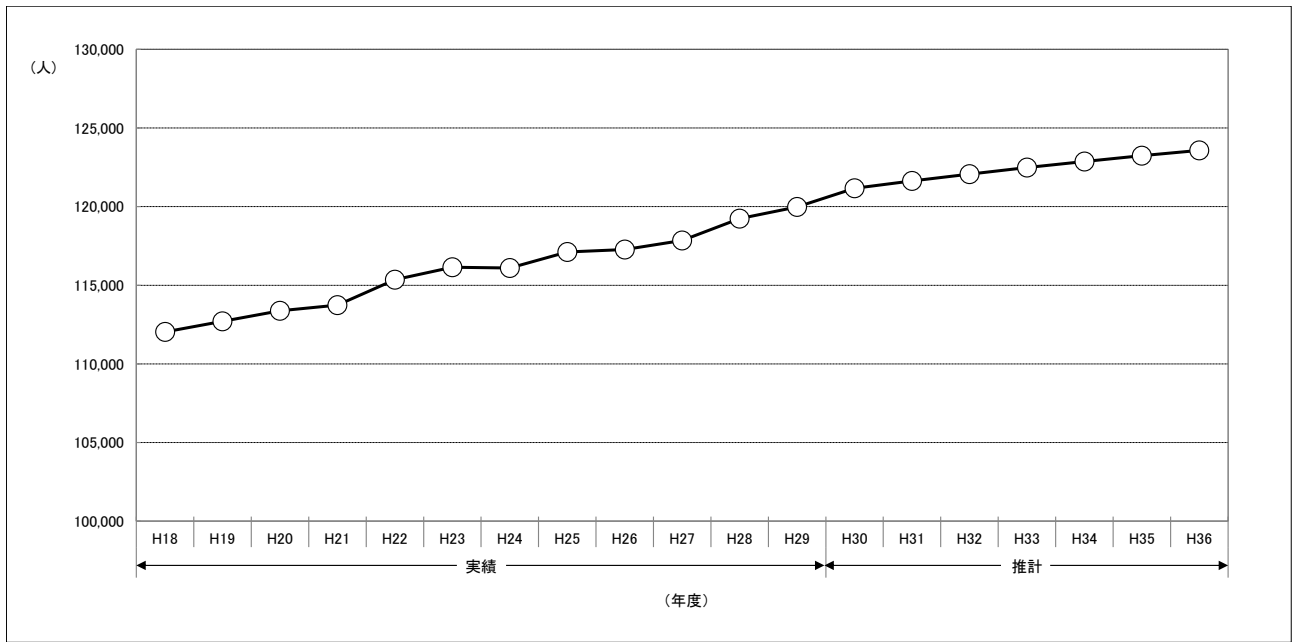


図4 人口の推移

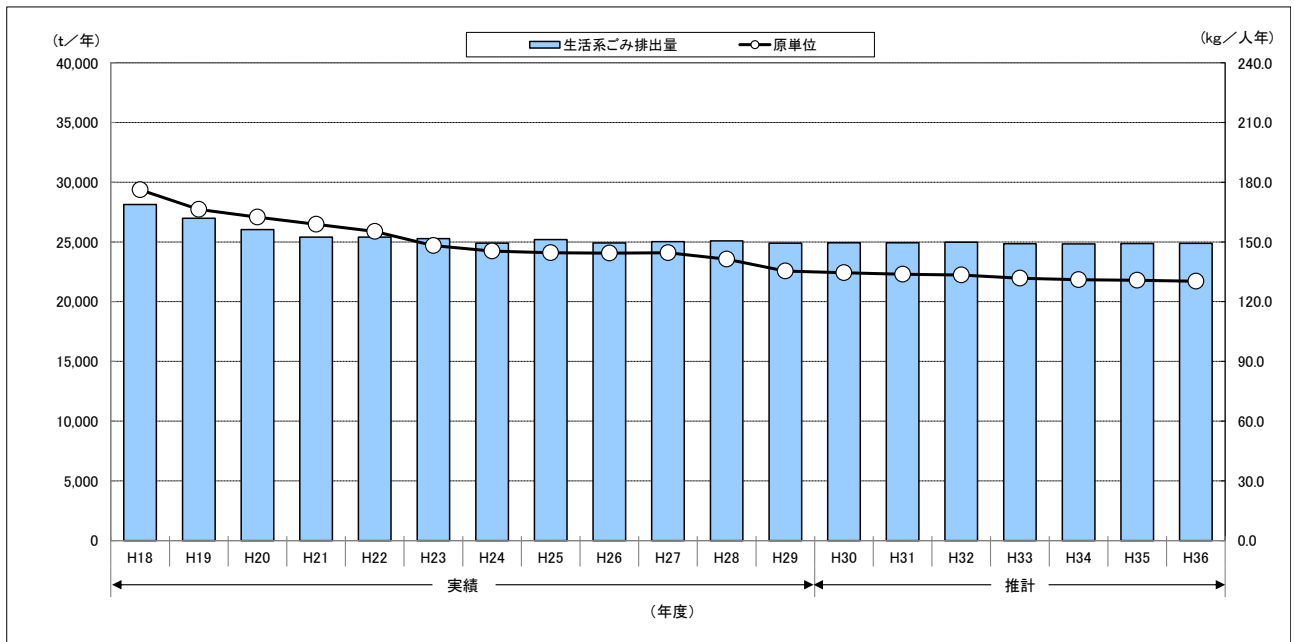


図5 原単位の推移

分別区分表

表 1 分別区分表

分別区分	具体的な種類	排出方法	収集方法	収集頻度
燃やすごみ	生ごみ(残飯・貝がら・卵のからなど)、資源にならない紙類(感熱紙・写真・カーボン紙・紙コップなど)、衛生上燃やすもの(くつ下・下着など)、その他(乾燥剤・使い捨てカイロなど)	指定袋 (黄色・半透明)	戸別収集	週 2 回
燃やさないごみ	ガラス・陶磁器類(ガラス食器・茶わんなど)、小型家電製品(ドライヤー・ポットなど粗大ごみに該当しない家電製品)、ゴム・皮革製品	指定袋 (青色・半透明)	戸別収集	2 週に 1 回
プラスチックごみ	袋・ラップ類(菓子・レジ袋など)、パック・カップ類(弁当の容器など)、プラスチック製容器類(シャンプー容器など)、その他プラスチック製品(プラスチックハンガー・歯ブラシなど)	指定袋 (青色・半透明)	戸別収集	週 1 回
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計、ライター類、電球型蛍光灯	ポリ袋 (透明又は半透明)	戸別収集	2 週に 1 回
粗大ごみ	タンス、衣装ケース、いす、机、マットレス、カーペット、縁台、網戸など	品目別料金 シール貼付	電話申込	随時
資源ごみ	古紙(ざつがみ、新聞、雑誌・本、段ボール、紙パック、シュレッダー紙)、布(衣類・毛布・タオルなど)	紙ひもでし ばる、ポリ 袋	戸別収集	週 1 回
	ペットボトル、空き缶、金属(フライパン・針金ハンガーなど)、ビン、スプレー缶	かご等に 入れる	戸別収集	2 週に 1 回
	枝木・雑草・落ち葉類	ひもでしば る、ポリ袋	戸別収集	2 週に 1 回
	ペットボトルキャップ、トレイ、くつ・かばん類、難再生古紙、生ごみ乾燥物	—	拠点回収	—

注) 平成 30 年 4 月現在

地域内の施設の現況と予定

■ 現況：平成 29 年度



■ 現況：平成 36 年度

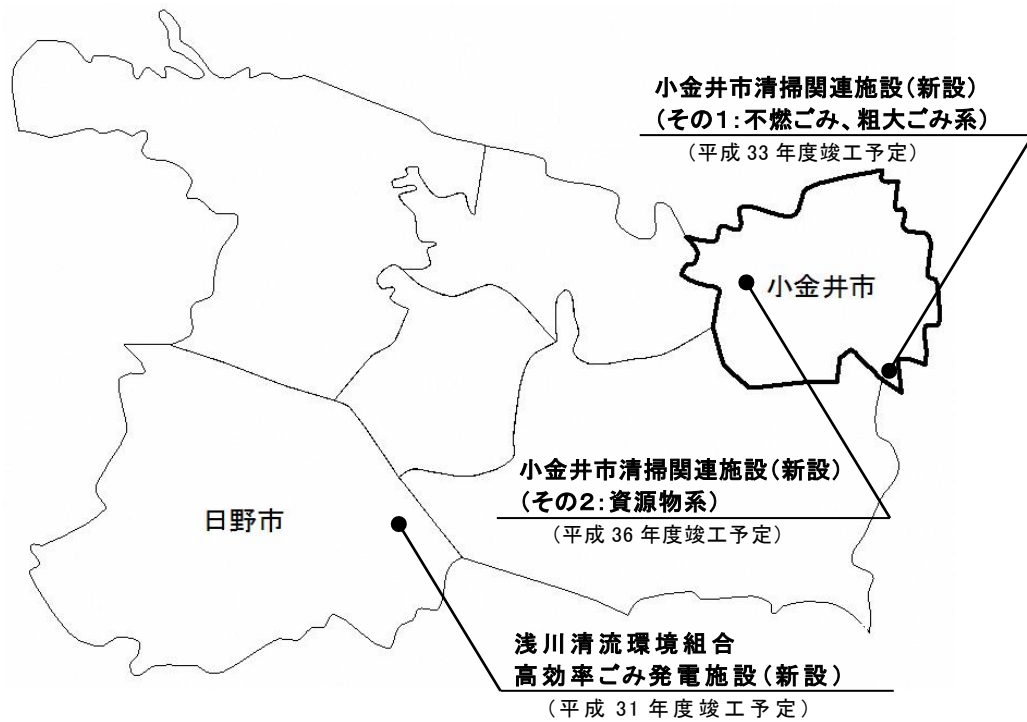


図 6 地域内の施設の現況と予定